

1. 件 名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（柏崎刈羽6号機設計及び工事計画）【38】
2. 日 時：令和5年11月14日 13時30分～14時25分
3. 場 所：原子力規制庁 9階D会議室（TV会議システムを利用）
4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

津金主任安全審査官、伊藤（拓）安全審査官、宮崎安全審査専門職

事業者：

東京電力ホールディングス株式会社

原子力設備管理部 課長 他6名

原子力設備管理部 設備計画グループ 課長 他1名※

東京電力パワーグリッド株式会社

電子通信部 原子力通信システム強化プロジェクトグループ 担当

中部電力株式会社

原子力本部 原子力部 設備設計グループ 担当 他1名※

北陸電力株式会社

原子力本部 原子力部 原子力安全設計チーム 主任※

電源開発株式会社

原子力事業本部 原子力技術部 設備技術室 担当※

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. 配付資料

なし

時間	自動文字起こし結果
0:00:02	はい。規制庁の伊藤です。ではヒアリングの方始めていきたいと思います。事業者から説明の方をお願いいたします。
0:00:10	はい。東京電力の清水です。それでは、通信設備の説明書の方を、説明を始めさせていただきます。
0:00:18	まず、本日使用する資料確認いたします。資料番号がKK6-1-031、通信連絡設備に関する説明書
0:00:29	と、その比較表。
0:00:31	続いて、KK6、補足の009、
0:00:35	工事計画に係る補足説明資料、計測制御系統施設、
0:00:40	資料5、通信連絡設備に関する説明書に係る補足説明資料と、その比較表、最後に、KK6の5-006、
0:00:51	通信連絡設備の取り付け箇所を明示した図面、以上、お手元にございますでしょうか。
0:00:58	はい。
0:00:59	それでは、まず、通信連絡設備に関する説明書の比較表を用いて、
0:01:04	説明いたします。
0:01:07	はい。資料番号KK6-1-031 括弧比較表をお手元にご用意ください。
0:01:17	はい。1枚ページをめくっていただきまして、
0:01:21	サイリウム表としまして、そこに代表的な差異を書かせていただいております。6号機の設計整理に伴い、明確となった共用設備の記載を反映したことによる差異、
0:01:33	と記載しておりますが、こちら後程該当箇所を、補足説明資料の方で説明させていただきます。
0:01:41	次ページ以降が比較表となっております、個別の差異につきまして説明していきます。
0:01:49	1ページから3ページまで差異なしとなっておりますので、4ページの方をご覧ください。
0:01:57	はい。
0:01:59	ページの中央より下ですね、転倒防止措置等については、青字下線で、6-1-1-7と記載ありますが、こちら、7号機の
0:02:10	申請時の、当初と内容同じになりますが、6号機の申請図書番号を振り直しておりますので、設工認申請号機の違いによる差異と記載しております。
0:02:21	4ページ補河西なしとなっております。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:25	続きまして、5 ページから、
0:02:31	9 ページまで差異なしとなっておりますので 10 ページの方をご覧ください。
0:02:37	はい。10 ページの一番下なんですけれども、こちら先ほどの内容と同じになりますので説明の方割愛いたします。
0:02:46	続きまして、ページの 11、
0:02:50	一番下から 12 ページの頭までですね、これも先ほどお話した内容と同じになっておりますので説明の方割愛いたします。
0:03:01	続きまして、ページの 13 から、
0:03:06	16 ページまで差異なしとなっております。17 ページの方、お願いします。
0:03:13	はい。
0:03:15	17 ページ、図 1、通信連絡設備の電源概略構成図 2 分の 1 となっておりますが、こちら、7 号機の電源系統図から、6 号機の電源系統図のほうに修正しておりますので、
0:03:30	設備構成の差異としております。
0:03:33	17 ページの方は以上になります。18 ページお願いいたします。
0:03:42	はい。18 ページが、先ほどの続きで通信連絡設備の電源概略構成図 2 分の 2 となっております、こちら 5 号機原子炉建屋内の緊急時対策所の、
0:03:54	電源系統図となっております。7 号機からの差異としましては、6 号機非常用ディーゼル発電機及び、6 号機、電力保安通信用電話設備、交換機のほうを、
0:04:07	新たに追記しております。
0:04:09	図の、
0:04:11	青字の枠の箇所が追記箇所となっております。18 ページの方は以上になります。
0:04:18	続きまして、19 ページ差異なしのため 20 ページをお願いいたします。
0:04:25	はい。
0:04:25	20 ページの中段へと、そこ、一つが、
0:04:29	小さくて大変恐縮なんですけれども表の 1、通信連絡設備の主要設備一覧となっております、こちらちょっと比較表の
0:04:39	説明一通り終えた後にですね説明書の本体と補足説明資料の方で、後程説明させていただきます。20 ページから 22 ページまで、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:50	通信連絡設備の主要設備一覧となっておりますので、こっち、こちらまとめて後程ご説明いたします。
0:04:59	続きまして、
0:05:00	23 ページ最なしとなっておりますので、24 ページお願いいたします。
0:05:09	24 ページが、表の 4、SPDS 表示装置で確認できるプラントパラメーターとなっております、
0:05:17	こちら、衛藤柏崎の 7 号機の認可時から、防災業務計画の方改訂しております、衛藤最新版を反映しております。それに伴う対象パラメーターの見直しによる差異として記載しております。
0:05:31	えっと、24 ページから最終ページの 34 まで、プラントパラメーターの説明となっておりますので、説明のほうは割愛いたします。
0:05:42	比較表の説明の方は以上になります。
0:05:46	続きまして、資料番号、KK6-1-031 回 0、通信連絡設備に関する説明書をご用意ください。
0:05:58	ページ飛びまして、
0:06:03	16 ページの方をお願いいたします。
0:06:09	はい、16 ページの方が先ほど説明しました表の 1 通信連絡設備の主要設備一覧となっております、
0:06:17	各通信連絡設備が、どこの建物に何台あるかを記載した表になっております。
0:06:24	表の一番上の送受明括弧ページングカッコ警報装置、ハンドセットの場合ですと、設計基準対象施設として全部で 267 台。
0:06:35	ございます。内訳としまして、5 号機原子炉建屋内緊急時対策所、括弧対策本部、高気密室に 2 台、
0:06:45	となっております、
0:06:47	7 号機設備、67 号機共用、5 号機に設置となります。
0:06:54	こちら、ここでちょっと図面を見ていただきたいんですけども、
0:06:58	資料番号の KK6、
0:07:01	編の 5-006、
0:07:04	通信連絡設備の取り付け箇所を明示した図面をご用意ください。
0:07:14	こちらの最終ページのほうを開いていただきまして、
0:07:25	こちらの図面が、5 号機原子炉建屋の図面になっております。先ほどお話ししましたハンドセットなんですけれども、
0:07:33	右側の凡例の一番上に記載しておりますハンドセット、括弧スピーカーつき括弧 7 号機設備、67 号機共用とあります。こちら先ほど説明書の

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	方では 7 号機設備六、七号機共用 5 号機に設置と記載してありましたが、
0:07:49	図面の方では、グラドルールにのっとりまして、7 号機設備六、七号機共用というふうな記載になっております。このハンドセットがですね、左の図面の、
0:08:00	右上の判例がたくさん記載してある場所が、5 号機の
0:08:05	緊急時対策所となっております、そこに設置されているといった具合になります。
0:08:11	ごめんなさい。説明書の方に戻らせて説明させていただきます。
0:08:16	説明書の 16 ページの方、お願いいたします。
0:08:25	はい。16 ページの方に戻りまして、黄色のハッチングで前回提出時からの変更箇所とございます。
0:08:32	中央制御室に 22 台、注記の 2 登録とありまして、こちら 7 号機設備、67 号機共用設備となります。
0:08:42	表の下に注記の 6 の説明がございまして、
0:08:46	6 号機及び 7 号機で共用とするが、共用対象号機内で同時に通信通話するために必要な数量を設置することで、安全性を損なわない設計とさせていただきます。
0:09:00	ここでまたすいません。今度は補足説明資料の方を見ていただきたいんですけども、資料番号が KK6、補足の 009 階 0。
0:09:12	工事計画に係る補足説明資料をご用意ください。
0:09:17	こちらのページ、37 ページ。
0:09:21	お願いいたします。
0:09:28	はい。37 ページの真ん中より下に表がついてございまして、
0:09:33	先ほどお話ししたハンドセットなんですけれども、表の一番上の層序開き括弧ページングカッコ警報装置、
0:09:41	中央制御室が、表の真ん中の灰色の部分になっておりますが、もともと 7 号認可時は、7 号機設備として申請しておりましたが、
0:09:51	今回赤字で記載してある 3-2 のところですね 7 号機設備、67 号機共用として整理してございます。
0:10:00	こちらですね、7 号認可時点では、中央制御室を 7 号機設備と整理しておりまして、共用の扱いは 6 号機の設計進捗後決定することとしておりました。
0:10:11	6 号機の今回の 6 号機の申請にあたり、共用設備である中央制御室に設置する送受脇電力保安通信用電話設備は、後期の分けなく、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:21	使用できる設計であることから、今回共用の方に、
0:10:24	整理してございます。
0:10:29	すいません。説明書の 16 ページの方にお戻りください。
0:10:38	とりまして、以下ですね、スピーカーと、あと、送受書き各ページングの方。
0:10:45	この内容も、今ほど説明した。
0:10:47	内容と同じになりますので説明割愛いたします。
0:10:52	続いて 17 ページの方、お願いいたします。
0:11:01	はい。
0:11:01	17 ページが、電力保安通信用電話設備、
0:11:06	の内容となっております、前回提出時からの変更箇所としまして、注記の中から 15 の方、黄色ハッチングで記載しております。
0:11:15	衛藤説明の順番前後してしまいますが注記の 15 につきましては、先ほど説明したページングの、
0:11:22	内容と、
0:11:23	同じになりますので説明割愛いたします。
0:11:26	注記の中から 14 につきまして、共用の内訳は、と記載ありますが、こちら 6 号機の単独設備と、江藤 7 号機設備六、七号機共用、
0:11:36	あと、単独設備と共用設備が混在しているので、内訳をそれぞれ書いてございます。
0:11:43	またすみません、補足説明資料の 37 ページに戻っていただきたいんですけども、
0:11:57	はい。表のですね電力保安通信用電話設備、括弧固定電話PHS端末及びFAXとございまして、
0:12:07	黄色ハッチングしているところが、今回共用の整理で、奥山共用から 6 オオキ設備単独として記載しているところになってございます。
0:12:20	こちら単独に整理した色が、赤色の部分の緊急時対策所と、灰色の部分の中央制御室、あと、青色の部分のコントロール建屋他が、今回、単独設備として整理してございます。
0:12:38	そうしましたら、説明書の方に戻っていただきまして、17 ページの説明は以上になります。
0:12:46	続いて、18 ページ飛ばしまして、19 ページをお願いいたします。
0:12:57	はい。19 ページの、
0:13:00	ところですが、前回からの変更箇所としまして携帯型音声呼出電話設備のところ、注記の 8 と 9 を追記してございます。地域の 8 につま

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	しては、共用の内訳ということで、こちらも 6 号機単独設備とフクナガ共用設備が、
0:13:17	ございますので
0:13:19	内訳を記載しております。
0:13:22	注記の 9 としましては、先行電力のヒアリングコメントを反映しまして、
0:13:27	中継用ケーブルドラムの数量をここに記載しております。
0:13:31	19 ページの方は以上になりまして、
0:13:34	以上で、通信連絡設備に関する説明書の方。
0:13:37	終わります。
0:13:43	続きまして、資料番号がKK6、補足の 009 ナカイ 0 括弧比較表をご用意ください。
0:13:59	はい。1 枚ページめくっていただきまして、補足説明資料の比較表がついてございます。
0:14:05	はじめにから、7 の無線連絡設備の使用可能範囲と使用範囲まで項目の差異なしとなっております。今回新たに 8 番と 9 番を、
0:14:17	基本設計方針のヒアリングの時のコメント対応としまして項目追加しております。
0:14:26	そうしましたら、
0:14:28	資料番号のKK6 補足の 009 工事計画に係る補足説明資料、括弧継続契約、
0:14:36	系統施設をご用意ください。
0:14:42	こちらのページ飛びまして、36 ページの方をご用意ください。
0:14:51	はい。
0:14:52	36 ページの方が、8 電力保安通信用電話設備括弧交換機加入についてとございますが、図に示す通りですね、東郷神吉に、
0:15:02	固定電話機とPHSファックスと、ラインが伸びておりますが、このように交換機に接続されていることを、交換機に加入するということを説明した図面となっております。
0:15:15	36 ページの方は以上になります。
0:15:18	続いて 37 ページお願いいたします。
0:15:23	こちら先ほど説明したので内容割愛いたしますが、ヒアリングの基本設計方針のヒアリングのときにコメントいただいた中で、判例を追記してございます。
0:15:35	赤字で書いているところが、先ほども説明しましたが、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:15:40	6号機申請にて共用に変更する、する設備で黄色ハッチングとしましてまず、上の建屋のところに、それぞれの図面が該当するか。
0:15:51	記載してございます。
0:15:56	あとは、下の説明文のところですね、表現の見直しをしているところ、黄色ハッチングしてございます。
0:16:04	37ページ以上になりまして、
0:16:08	38ページも同様の内容になりますので、説明の方割愛いたします。
0:16:18	補足説明資料の説明の方は以上になります。
0:16:22	最後に、
0:16:26	資料番号KK6. の5-006、通信連絡設備の取り付け箇所を明示した図面をご用意ください。
0:16:38	はい。こちら先ほど説明書の説明の時に見ていただきましたので内容を割愛させていただきましたが、
0:16:47	訂正箇所が何ヶ所かございまして、最終ページの、
0:16:52	第1-6-30-1の図をご用意ください。
0:16:57	こちら前回提出時からの変更箇所としまして黄色ハッチングをかけてございます。31の図の場合ですと、固定電話機、ファックス、あと携帯型音声呼び出し電話機、こちらが
0:17:10	共用設備から単独設備の方もし整理しております記載を見直してございます。他同様にですね他の図面でも、
0:17:19	単独設備に直したものにつきましては黄色ハッチングをかけてございますので、
0:17:24	他の図面につきましては、内容を割愛させていただきます。
0:17:29	図面の方の説明以上になりまして、
0:17:32	以上で、通信設備の、
0:17:35	説明の方を終了いたします。
0:17:39	規制庁の伊藤です。では、質疑の方は行っていきたく思うんですけども、
0:17:48	私からちょっと何点か確認と、あと、お願いみたいところなんですけども、
0:17:59	まず比較表でいうと、
0:18:04	17
0:18:06	ページ。
0:18:09	通信連絡設備の電ゲイン

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:18:12	概略構成図がコガいてあるんですけど、今7号と6号で差が出てるんですけど、こっつて、具体的にどこにどういった差が何で生まれているのかっていう説明をちょっとお願いしてもいいですかね。
0:18:36	で東京電力伊達です。7号機に関してはちょっと見づらいんですけど、7号の非常用ディーゼル発電機から給電するという形を、
0:18:46	基本構想でとっておりますんで、具体的には、
0:18:50	ちょっと見づらいんですけど、
0:18:53	これ発電機のマークが一番上に、第1ガスタービン発電機が上にあつてその下の欄に電源車があると思いますその下に、非常用ディーゼル発電機7Aって書いてあります。
0:19:06	見えますかね。
0:19:08	で、7号の場合は非常用ディーゼル発電機が、に繋がってる通信制連絡設備はここしかなかったんで、7円しか書いておりません。
0:19:19	これがまずファクトです。
0:19:20	6今度ログを申請するために、6号の非常用ディーゼル発電機が繋がっているところ、もれなく書くと、
0:19:28	7C7A7B7Dと、
0:19:33	の接続できておりますので、こういう形で追記してます。
0:19:38	実情申しますと今回7号から新規で申請しましたけど、プラント建設時は6号から建てますから、こういう共通設備は6号の方に、やはり電源が繋がる構成になる。
0:19:50	形が、普通の形になつたんで、当院の方が多いつていうちょっと変な形になつてるのは実態です。以上です。
0:20:00	はい規制庁のイトウですわかりました。
0:20:07	この比較表は、とりあえずは、こういった図面でもちょっといいんですけど、説明書の方、
0:20:15	もう、
0:20:16	これ確か図面大分粗くて、
0:20:20	文字は見えるんですけども、ハッチングの関係とかが、
0:20:26	一応凡例には書いてあるんですけど、例えば、
0:20:31	説明書の方の11ページがその該当する、
0:20:36	図になるんですけど、
0:20:40	凡例ではす。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:20:42	非常用所内電源または無停電電源とか重大事故等対処設備というのがあるんですけどどれがどれかちょっといまいまいちよくわかんないような、粗さになっちゃってるんで、その辺もう少し、
0:20:55	高解像度なものを添付していただけたらなと思うんですけど、お願いしてもよろしいですか。はい。東京電力伊達です。すみません見つかったことは申し訳ございません見やすい形で反映いたします。
0:21:10	はい。代わり規制庁の伊藤です。わかりました。
0:21:16	それとですね。
0:21:22	説明書開いてるんでついでにちょっと確認したいんですけど、
0:21:29	16 ページ。
0:21:31	の、
0:21:32	通信連絡設備の使用設備一覧のところの、
0:21:37	※No。
0:21:39	内容なんですけど※6 が今回追記されていて、
0:21:44	この、
0:21:48	必要な数量を設置することで安全性を損なわない設計とするというのはこれ、7号の新、これ多分共用設備ですけど7号の申請の時でも、
0:22:01	同じ台数でこれ申請されてたものなんですかね。
0:22:13	はい。東京電力の芳野です。その通りでございます。はい、わかりました。ありがとうございます。
0:22:21	と、
0:22:27	とですね、中継用ケーブルのドラム数量が何か変わってるっていう話も確かあったと思うんですけど。
0:22:34	どうだったっけ。
0:22:38	19 ページですかね。
0:22:46	ここ。
0:22:50	すみませんこの変更点というか差をちょっともう1回教えてもらえますか。すみません。
0:23:06	東京電力の吉尾です。衛藤。
0:23:09	携帯型音声呼出電話設備のところで、島根さんの時のコメント方も、元にですね、今回追記という形で行いました。はい。そこはですね
0:23:22	この黄色ハッチングしているところすべてがそうになってございまして、
0:23:28	その他の新井田伊井というところで、括弧書きで中央制御室とオオキ原子炉建屋内緊急時対策所学校待機場所括弧閉じで、
0:23:39	中継をドラム2台という内訳を記載するような形になってございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:45	と、あと、注記の 9 というところで、
0:23:49	兵
0:23:51	そうですね、そのコメントにつきましても今回追記という形で、記載をふやしてございます。
0:23:56	そういった形の修正をしてございます。
0:23:59	はい。規制庁の伊藤です。わかりました。追記なんですねこれってあれでしたけど、
0:24:04	67 共用のものになるんですかね。それとも 6 号だけのものなんですか。
0:24:30	トラム。
0:25:06	あ、すいません特にですねドラムに対して共用という表現は書いてないんですけども、運用としては共用で使うものになってございます。
0:25:16	はい規制庁のイダですわかりました。そうすると 7 号の申請の時から、これは使うものとして考えられていたものと、で、6 号の申請で、
0:25:27	規制の適正化島根の、
0:25:29	審査実績を踏まえて、記載の適正化をして追記したという理解でいいんですかね、東京営業所ですか。その通りで間違いございません。
0:25:39	はい、規制庁の井藤ですわかりましたありがとうございます。それと、
0:25:42	あと、
0:25:47	補足説明資料で非常に細かい点で恐縮なんですけど、
0:25:55	35 ページを開いていただいて、
0:25:59	無線連絡設備の、その使用可能範囲とかが書かれた図があつてですね、これもちょっと図が、
0:26:07	正直どこが敷地なのかもさっぱりわかんないので、もう少し明瞭なものをつけていただきたいんですけど。
0:26:14	この青い範囲が、通話可能範囲とされていて、
0:26:23	左の
0:26:24	ちょうど事務建屋っていう文字のちょっと上に、青い丸があつて、ここって何、何があるんですけど。
0:26:36	東京電力の芳野です。江藤。こちらの気象気象局。
0:26:41	ところですねモニタリングポスト、
0:26:44	がですね、この
0:26:47	敷地の周辺のところにとtentを設置してるような形になってございまして、
0:26:53	で、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:26:54	はい。
0:26:58	えっと、Gの運営に関しては気象気象局になってございます。
0:27:03	はい、わかりました気象局が、ここに設置されてるってことでここも通信可能かどうかを確認したということですかね。基本的にはこのアクセスルートとかサブルートとかその辺を網羅できていれば、
0:27:16	良いというそういう理解でいいんですかね。あとモニタリングポストですか。
0:27:23	東京電力ヨシダですそうですね基本的に、
0:27:26	衛藤。
0:27:27	人が、
0:27:28	通話可能する、通報する可能性があるところというところ
0:27:32	アクセスルートですとか、モニタリングポストの周辺で、通信連絡するということが想定されますのでその
0:27:38	通番可能であることは確認をしてございます。
0:27:42	はい、わかりました。規制庁の井戸ですわかりました。ありがとうございます。では図の方はここもちょっとわかり合うわかるような、
0:27:50	明瞭な図を添付していただければと思いますので、その点はよろしくお願ひします。はい。東京事業所ですよ。
0:27:57	承知しました。
0:28:02	はい。規制庁の伊藤です。私からはとりあえず、
0:28:06	以上でさせていただければと思います。
0:28:17	規制庁津金です。先ほど比較表の中で、
0:28:20	SPDSで表示されるプラントパラメーターについて防災業務計画の改定に伴うパラメータ見直しによる差異だったんですけどもこれ、
0:28:30	もうちょっと詳しく説明していただいてもいいですか。
0:28:44	まず、事実としましては7号認カーは実質3年以上前なんで、そこから次、ちょっと正確には確認しなきゃいけない、防災計画って毎年反映しております。その時に、
0:28:57	追加になるパラメーターもあれば、当時7号の時の計画の段階で、やっぱり防災計画を策定するにあたり、規制の方と相談した結果、
0:29:11	不要になったものとかあります具体的には、具体的に具体的には何だっけ。一番最後のページかな。
0:29:18	一番最後のページの、
0:29:23	一番最後33ページか。
0:29:26	6号で言えば33ページで、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:29:30	7号で言えば、34 ページ 34 ページから説明いたしまして、
0:29:36	当社 7 号の計画の段階では、一番下には津波監視員のRSダボン分の取水槽の水位計ってというのはERSS伝送パラメータとして計画してたんですけど、
0:29:46	調整の結果、6 号の現時点においては、それは対象外になってるとか、こういう形とかありますんでこれもちょっと全部説明するのちょっと毎回反映しますんで、
0:29:57	はい、間違ってますよという旨を記載したという形です。
0:30:05	規制庁津金です状況はわかりました。
0:30:09	て、
0:30:10	その人んば防災業務計画の改定毎年やられてるってことなんですけども、その今先ほどちょっと、規制庁とも相談してって話で、
0:30:19	そのどのタイミングといいますか、例えば事業部みたいなものをユーザ防災、
0:30:24	訓練、毎年やられてると思うんですけども、そのタイミングに合わせてとか、
0:30:30	いう感じなんでしょうか。
0:30:34	東京大学の戸です。須貝さんのおっしゃる通りで、事業防の訓練が終わった後、
0:30:42	と始まる、やる前に、まずERSSで、どのパラメータで出しますよっていうのを調整しながら、訓練の結果とか受けて、これも追加して欲しいとかこれいらねえよっていうのを、
0:30:54	NRAの防災型の方々と相談して決めてます。
0:30:58	それを我々は決めた内容を、このパラメータをセッティングして毎年その見直しをかけていると。
0:31:06	いう形になってます。
0:31:09	規制庁土佐ですわかりました
0:31:12	厳密に言うとそのSPDSとERSSと違って、当然当然というかそのERSSの方が、データが少ないはずでSPDSほぼ、ほぼほぼ全部網羅していて、
0:31:24	私もその防災訓練と参加したときに、
0:31:27	ERSS見つつも、やはりそのSPDSの情報っていうのをやっぱり、
0:31:33	事業者の方から伝えられてるのを聞いて、状況を確認しているところがあって、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:31:38	毎年のように変わる、これがコロコロ変わるようではよくないと思うんですけども、その必要に応じて見直して、こちらの、
0:31:47	設工認の方の当初にも反映してるということで状況理解できました。
0:31:51	はい。私からは以上です。
0:32:01	規制庁の宮崎です。先ほどちょっと、可搬のケーブルのドラム関係の、
0:32:10	強い資料というか、図面があったと思うんですけど、どこだったかな。
0:32:18	うん。要は建屋内のですよ。
0:32:23	布施通能図面っていうのはあるんですかね。
0:32:30	ニワ必要箇所。
0:32:32	2、いろいろこう、
0:32:35	こういった通信設備、
0:32:39	最悪の場合ですね、こういったドラムを使いながらやりますよね。そういう図面っていうのはあるんですかね。
0:32:50	あ、
0:32:55	東京電力の清水です。図面の方なんですけれども補足説明資料の方にございまして、
0:33:01	補足説明資料のページの7ページ目ですね。
0:33:06	あ、ごめんなさい資料番号がKK6 補足の009ですね。
0:33:11	いろんな産物です。はい。
0:33:14	こちらの7ページのほうに記載がございまして。
0:33:30	7ページの右下にあるやつですね。
0:33:36	もしかしたら誤解されて、赤ではなくて、この赤から、四角で2個マルがあって、電話つなぐところここが、
0:33:46	このドラムでつなぐということですか。はい。ここ、規制庁見るだけこの赤はですよ。
0:33:54	どういった形になるんですか。
0:33:57	フカワの本設しております扉とかありますんで、そこをドラムで行くわけにもいかないんで。はい。
0:34:18	規制庁ミナカワ、もう従来から恒設として、
0:34:23	設備されてるので、これは当然
0:34:27	SAの事象のときにも、この赤のラインは使えるっていう想定なんです
0:34:37	ね。
0:34:37	はい、東京電力伊達です。その通りです。
0:34:42	あ、
0:34:43	規制庁ミヤザキわかりました

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:34:45	そうするとこのドラムD使う分についてはこの丹氏から、例えば必要な現場にコウーだけと。
0:34:52	いう形になるんですね東京電力アノダテその通りです。ただ、やっぱりちよっと一部、
0:34:59	例えば原子炉建屋にそこら辺にあるわけではないんで、開ける、
0:35:05	扉とかは開けれますけど、そういったところを二つや、2部屋3部屋また事ありますけど、例えば、管理区域と非管理区域を跨ぐようなところってというのは、こういうドラムでは対応できませんので本設化していると。
0:35:19	いうイメージを持っていただけるとわかりがいいかなと思います。
0:35:24	はい。規制庁宮です。わかりました。
0:35:27	あとはこれ緊対所との連絡は、何か書いてあります。右に書いてありますとか、緊対所って、
0:35:35	これも、
0:35:36	あれですか、中央制御室等の連絡は、
0:35:41	ここはどうなるんですか。
0:35:46	東京電力伊達です。今の質問ちょっと確認ですけど、緊急対策所と中央制御室間の連絡という、そうです。基本的にはそれは外のアンテナ金融ができますので、この優先が優先が使わなきゃいけないのは建屋中同士は、
0:36:02	無線が効かないんでこういうものが必要という形で対応させていただいております。はいわかりました規制庁宮木です。
0:36:10	そうすると屋外では当然これは必要ないってことですね。
0:36:15	はい東京電力だってその通りでございます。
0:36:28	規制庁見るだけでもう一つ確認
0:36:32	おそらく柏崎引いの発電所ってというのは、かなりエリアが広いと思うんですよね。そのの、
0:36:39	こういった無線装置とかいろんな
0:36:46	する時には多分、
0:36:49	普通はできないスポットがいくつかあると思うんですけどその辺の調査ってというのはもう適宜やってらっしゃるってことでよろしいですか。
0:37:03	はい、東京電力の吉田です。当然ちょっとあの建物の影とか、山の陰になるようなところってというのが、なきにしもあらずではありますけども、そもそもアンテナ自体も高いところにつけてますので、
0:37:16	ほとんどの作業で通話するエリアというのは、
0:37:21	通信できるというのは

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:37:23	フィールドテストっていうものを行って確認してございますので、運用上問題ないことは確認してございます。
0:37:28	はい、規制庁ミヤザキですわかりました。ありがとうございました。
0:37:45	規制庁のイトウです。
0:37:52	そうですね。1点だけ、ちょっともう1回教えていただきたいのがその説明書の
0:38:00	通信連絡設備に関する説明書の
0:38:04	12 ペイジー形。
0:38:07	ちょっと6号7号の、
0:38:10	これは緊対所の、
0:38:15	ツジ、電源概略恒設だと思うんですけど、
0:38:21	ここ六、七号の差はちょっともう一度教えていただいてもよろしいですかね
0:38:27	理事が、6号のが三つ繋がってるっていうのと、
0:38:31	あと、
0:38:33	電力保安通信用の電話設備交換機っていうのが、6号にはあるんですけど、
0:38:40	この交換機っていう、6号、
0:38:43	だけ。
0:38:45	のものになるんですかね。ちょっとそのナカサノところをもう少し教えていただけますか。はい。東京電力だとちょっと最初に説明したのは11ページの話で、
0:38:57	11ページの話は、6号プラント側の通信連絡設備の話をしています。そういった意味では、7号は、
0:39:07	7号のを書いて、次の6は録音回転で11ページは、6号を中心に書いているという形です。で、今度12ページは緊急時対策所で、共通設備なんで、
0:39:20	普通に考えたら何も変わらないでしょうと、いうことは、あるんですけど、ちょっと我々もより信頼性を高めようと。
0:39:30	ということがありまして、具体的には、この一番上の非常用ディーゼル発電機6Aから6Cっていうのは追加しております。
0:39:39	まあ、要するに電源の供給元ふやせすことは、それなりに信頼性上がりますんで、そういう意味で書きました。7号炉に書かなかったかと言いますと、このROV方の非常用ディーゼル7号設備でエントリーするのは、ほぼ不可能に近いんで、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:39:53	それ書けなかったということになります。
0:39:55	で、非常ディーゼル発電機が、その下流の方の、真ん中にあるCAPで書いてある通信の充電器なんですけど、
0:40:07	そこら辺につなぐと、7号の申請の時にはこの6号の非常ディーゼル発電機がエントリーできなかったんで、直480V蓄電池までが、申請対象として扱わせてもらってた。
0:40:22	いう形になって今回6号が入れてエントリーできるようになりましたんでその上流も追加でエントリーさせていただいたという形になっております。
0:40:31	以上です。
0:40:35	はい。木瀬。
0:40:38	規制庁の伊藤です。
0:40:40	Dが6号の分が追加されたっていうのは6号の申請でエントリーしたっていうことに伴って、
0:40:48	そこまで書いたというのは理解したんですけど、
0:40:55	その充電器とかは7号の時にはあってです。
0:41:00	嘘。
0:41:00	すみません。等と、
0:41:03	DGが追加されてたのとあと、充電器はそのまま残っていて、今回その下にぶら下がってる電話設備交換機っていうのが、
0:41:14	6号の申請で追加されてるっていうのがいまいちちょっとよくわかってなくて、すみませんもう一度せ、教えていただけますか。
0:41:23	東京電力ダテちょっと比較表の18ページを見ながらのほうがよろしいですかね。はい。
0:41:32	比較表の18ページをご覧になっていただきまして、
0:41:40	大きく二つ追加になっております。一つが、非常用ディーゼル発電機っていうものが追加になってこれ繰り返しになりますけど、比較表でいう右側の上の青のところは追加になってます。
0:41:51	基本的にはこれに関しては、いやまでのチャート書いてある充電器のところの頭に突っ込んでいるところが、大きいところだと認識していただくとわかるかなと思います。
0:42:06	もう1個追加しているのが、真ん中辺にある、
0:42:11	電力保安通信用電話設備の交換。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:42:14	これが、電力保安通信連絡設備の交換機っていうのは、7号用に一つの工場に一つありますんで、この7号用のもともと7号で申請できておりましたけど、6号用は今回はハタ。
0:42:29	追加で6号単独設備として申請するという形になっております。
0:42:36	規制庁の伊藤ですわかりました今回、そうするとこの場を、
0:42:42	青で、
0:42:44	困っている部分の、今追加された6号の交換機の上にある、この充電器とか、
0:42:53	蓄電池っていうのは、
0:42:55	これはどういう扱いになってるんですか。
0:42:58	すいません。そういった意味では大戸ディーゼルをつないでるここは、すみません、青なんで塗り漏れで申し訳ございません。ここは沼尾です。わかりました。理解しましたはいありがとうございますなんかここも7号の申請の時にあったかのような感じがして、何でだろうなと思ってたんですけど。
0:43:14	理解しました。わかりました。ありがとうございます。
0:43:19	はい。その他、通信連絡設備の関係で質疑ございますか。
0:43:27	質問や事実確認等ございますでしょうか。
0:43:52	はい。規制庁の伊藤です。質問等は、とりあえず以上とさせていただきますと思うんですけど、ちょっと1点だけ。
0:44:05	基本設計方針での
0:44:08	コメントを踏まえて修正した部分とかあると思うんですけど、それに伴って、
0:44:13	基本設計方針が変わることはないという理解でいいんですかね、この補足説明資料とかそういったところに、資料追加しましたっていうのはわかりましたけども、
0:44:26	あ、すみません、東京電力ダテ他
0:44:31	そういった意味では今、2回編成して、まず1回目出したところからは、変わるかわからないかで6合計変わります。
0:44:42	前回説明したところでちょっと6号機単独設備のところの説明が曖昧で折もありましたんでそこを修正したバージョン今回持ってきてますんでちょっとその説明をもう一度やった方がよろしいですかね。時間もありませんんで。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:44:56	はい。そうですね前回説明した部分から、基本設計方針変わるのであれば、どこが変わったかをちょっともう一度説明していただければと思います。
0:45:07	はい。
0:45:27	はい。東京電力の志水です。そうしましたら補足説明資料、資料番号K K6 補足 009 の
0:45:36	へー。
0:45:38	まず 37 ページの方ご覧ください。
0:45:44	37 ページの表の下二つですね電力保安通信用電話設備、固定電話P HS端末及びFAXと、
0:45:53	あとその下に建屋が書いた、建屋の名称も追記してあるやつなんですけれども、こちらの黄色のハッチングしている箇所が、67 共用から 6 号機店、6 号機設備単独として、
0:46:05	整理したものになってございまして、それと、それとその次の 38 ページの、
0:46:14	携帯型音声呼出電話設備、こちらの黄色ハッチングのところ、6 号機設備単独として整理したものになってございしますが、基本設計方針のどこが変わったかといいますと、
0:46:44	補足説明資料 40 ページの、
0:46:47	赤字で番号が振っていると思うんですけども、こちらの
0:46:54	設備名称の、電力保安通信用電話設備、括弧固定電話機、PTS端末及びFAX。
0:47:02	こちらが 67 共用から 6 億設備単独に整理してますのでそこで変更がございまして、あと今と同じように電力保安通信用電話設備括弧固定電話機及びPHS端末の
0:47:16	カッココントロール建屋、廃棄物処理建屋、サービス建屋及び屋外、こちらも 67 号機共用から 6 号機の方に整理してございまして、
0:47:27	番号で言うと 02-3 ですね、こちら 6 号機設備として記載変更してございまして。
0:47:35	で、最後に、携帯型音声呼出電話設備ですね、こちらも 67 共用から 6 号機設備単独として整理してございまして、
0:47:46	記載の見直しをしております。
0:48:01	規制庁のイトウですわかりました。
0:48:05	今この資料中で、斜線が引いてあるところが、
0:48:10	消えて、6 号設備に、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:48:14	統合というか、そこに含まれるような扱いになったってことですか。はい、東京電力の志水ですその認識で間違いございません。
0:48:23	はい。規制庁のイトウですわかりました。
0:48:27	そうです。
0:49:52	はい。規制庁のイトウですわかりました。はい。ありがとうございます。その他。
0:49:57	ちょっと1点だけ37ページに色塗り忘れがありましたんでそこだけの訂正はすいません。
0:50:03	井上萩谷。
0:50:04	37ページの表の灰色部って書いてるところを下に行っていたら、
0:50:11	都丸さんの36オク設備ここでも黄色です。申し訳ございませんでした。
0:50:18	はい規制庁のイトウですわかりました。
0:50:22	そうです。ちなみにこの今、
0:50:28	3-3だったり、猪瀬さん17ページの3-3だったりの3で書いてある6号機設備っていうのは、
0:50:35	多分前は、この675共用とか書いてあったもの。
0:50:40	ですかね、前々回でこれなんて書いてあって、前回6名の共用設備という、書いておましてちょっと社内の整理がちょっといまいちだったら申しわけございませんね。
0:50:50	後発で申請したものを7号機設備としてエントリーがやっぱおかしいだろうといったところで、
0:50:59	6号機設備という形でもともと7号機で申請したものはもともと67号機でも使えるだけの物量をちゃんと入れておりましたんで、今度ちゃんと整理をして6億、タイミングで65でも使いますよっていうのは、
0:51:11	筋が通るんですけど、後から申請したものを、やっぱり7号で使いますってのはおかしいだろうって言ったところで6号機単独するミツイわかりました理解しました。
0:51:24	藤。
0:51:25	ちょっと記載だけなんですけど、37と38で、
0:51:31	等、
0:51:32	ここの38の方の青字ってこれどういう意味なんでしたっけ。
0:51:38	ええ。
0:51:40	その黄色ハッチングとの間、今の話聞いててさがちょっとわかんなくなってきたんですけど。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:51:46	すいませんこれ
0:51:49	前回にグランドルールを我々がちょっと間違えておまして、何々合金施設というものは共用設備に対して書くんで、ここの記載の青字で書いているのは、6号機設備と書いてありますので共用設備ではないんで、南北設備と書いてあるの間違えてるんで、
0:52:07	それを訂正しましたというのが前回の説明のままで今回新たに修正したものではないという話です。
0:52:16	はい、わかりました。
0:52:20	これは、
0:52:23	補足説明資料として
0:52:28	何ですかね一応資料としてこの日、1回コウセットされる形に最終的にはなると思うんですけど、
0:52:37	この
0:52:39	何か青字の意味してるところがすごくわかりにくくなるかなと思ったんですけど、これでずっと残る感じなんですかね。淡路は申し訳ございません初回申請の時から変更したんで江田へ提供ハイライトしておりますけど、
0:52:54	本来的にはこれはなしでいい話なんで、最終提出のタイミングではこれを切った形で基本設計方針とつじつまが合う形で、提出、
0:53:04	したいと思います。はいわかりました。
0:53:08	規制庁ミイトビアスわかりました。
0:53:14	東京電力のもとでさっきの共用の話ちょっと補足します。
0:53:23	さっき通通信のこちらの人間が回答したように、
0:53:29	例えば37ページの2-3のところは、前回の説明の際には、67号機共用って書いてありました。
0:53:37	それ自体は間違いで、
0:53:41	あれですね、
0:53:43	2-2がもともと7号で申請してたやつで、そこに7号機で必要な台数分は入っていて、
0:53:51	6号機で足りない分を今回申請しなきゃいけなかったと。
0:53:55	いうので、
0:53:56	ちょっと筆が走って675キロって書いちゃったんですけど、それは7号機で共用することを7号機の申請の時に説明できていないものなので、基本的にそれはNGだと。
0:54:07	いうふうに社内整理をして、今、直して持ってきています。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:54:13	実はこれだけじゃなくて来週の 21 日火曜日に、その共用の、
0:54:18	に関する適合性の整理っていう資料をお作りして、プラントのメンバー皆 さんに説明する機会を用意して、
0:54:27	おりますので、その際にこういう整理で直しておりますっていうのをご説 明したいと。
0:54:33	思います。
0:54:35	今回ちょっとは先走って通信先にヒアリングなっちゃったんでな。直した 結果が先に出てるって感じになってます。はい。規制庁の伊藤です。助 教わかりました。
0:54:45	この表の見方的にはもう※2 に入ってるものが、その 6 号の申請で新た に追加したもので、それはもう 6 号設備という、そういう整理になってる っていう理解でいいですかね。
0:54:59	イトウ教育ノモトですその通りでございます。
0:55:02	はい。規制庁のイトウですわかりました。
0:55:06	その他よろしいでしょうか。
0:55:12	はい。では通信連絡設備に規制庁のイトウです通信連絡設備に関する ヒアリングをこれで以上とさせていただければと思います。
0:55:21	ありがとうございました。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。